

(社)群馬県畜産協会

(2) 実績報告書の領収書の中に宛名が群馬県畜産協会となっているものがあった。

吾妻地区家畜自衛防疫協議会連合会の平成 15 年度事業実績報告書の中に、2 件、領収書の宛先が群馬県畜産協会となっているものがあった。

日付	宛先	金額	購入先	住所
平成 16 年 2 月 19 日	畜産協会	54,337 円	A	前橋市
平成 16 年 3 月 1 日	同上	31,185 円	B	吾妻郡

助成金の交付先の実績報告書の添付資料の領収書の中に畜産協会宛ての領収書があるのは不自然であり、しかも上記の A については、住所が前橋市であり、中之条町からは距離も離れている。上記以外にも、東部畜産連合会の領収書の中に当協会宛ての領収書が含まれていた。

(改善策)

(1) 助成金の実績報告書については、領収書を添付すべきである。

(2) このようなものについては内容の調査を実施すべきである。

(会計事務について)

6 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成 15 年度残高 4,786 千円

(参照 共通意見の項 1 - 19 頁)

7 計算書類の注記事項について(共通)

畜産協会の計算書類には注記事項があるが、一部記載洩れになっている項目がある。

(現状及び問題点)

畜産協会の計算書類には一般会計と特別会計の一部に注記があるが、注記内容に退職給与引当金の計上基準、消費税等の会計処理方法及び基本財産の増減額と残高の記載がない。

(参照 共通意見の項 1 - 21 頁)

8 監事の監査機能の強化について

監事の監査は果たしてその職務を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。抜本的な見直しが必要である。

(現状及び問題点)

会計事務について適正に処理されていない事項を記載したが、その結果、畜産協会の平成 13 年度から平成 14 年度の 2 会計年度の計算書類はその信頼性に疑問が持たれ、適正に作成されているとは言い難い状況である。この点に関して以下の問題点がある。

平成 13 年度から平成 14 年度の 2 会計年度すべてにおいて 3 名の監事の意見書は適正意見であるが、このように初歩的で明らかな、しかも金額的にも重大な誤りを看過するような監事の監査は果たしてその職務を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。

(改善策)

予算規模的にも増大している畜産協会の中で監事の監査制度は重要なチェック機能を受け持っているはずであり、抜本的な見直しが必要である。

(県と出資団体との関係について)

9 県の畜産協会に対する出資金について

県の畜産協会に対する出資金 431,800 千円は寄託金であり、内容を見直す必要がある。また、畜産協会の定款における基本財産の規程は不十分であると思われる。

(現状及び問題点)

畜産協会の基金預り金及び基本金の内訳は以下のとおりである。 (単位：千円)

基金名	出資	計	基金預り金			基本金
			県寄託	その他	計	
家畜衛生事業 運営基盤強化基金	県	35,000	35,000	0	35,000	0
	他	85,130	0	0	0	85,130
	計	120,130	35,000	0	35,000	85,130
酪農ヘルパー事業 円滑化対策基金	県	125,000	0	0	0	125,000
	国	250,000	0	250,000	250,000	0
	他	125,000	0	0	0	125,000
	計	500,000	0	250,000	250,000	250,000
畜産経営活性化基金	県	200,000	200,000	0	200,000	0
	他	181,450	0	181,450	181,450	0
	計	381,450	200,000	181,450	381,450	0

肉用子牛生産者補給金制度 運営特別基金(1)(2)	国	139,810	0	139,810	139,810	0
	計	139,810	0	139,810	139,810	0
肉用子牛生産者補給金制度 業務運営基金	県	68,500	68,500	0	68,500	0
	他	70,690	0	70,690	70,690	0
	計	139,190	68,500	70,690	139,190	0
群馬県畜産物価格 安定推進業務 運営基金	県	128,300	128,300	0	128,300	0
	他	281,810	0	281,810	281,810	0
	計	410,110	128,300	281,810	410,110	0
合 計	県	556,800	431,800	0	431,800	125,000
	国	389,810	0	389,810	389,810	0
	他	744,080	0	533,950	533,950	210,130
	計	1,690,690	431,800	923,760	1,355,560	335,130

県では「公社・事業団の見直し」の方針に基づいて相次いで団体統合を実施してきたが、その過程で畜産協会では、従来出資証券であったものを寄託証券に書き換えてきた。

団体統合と寄託金等の経緯については以下のとおりである。

家畜衛生事業 運営基盤強化基金

平成12年4月1日に衛指協を統合。

統合にあたり、衛指協会員の出資金を、出捐金に変えて畜産協会に引き継ぐこととしたが、その内県の持分35,000千円は出資金として、その他85,130千円は基本金として処理された。

酪農ヘルパー事業円滑化対策基金

平成13年8月1日にヘルパー協会を統合。

統合にあたり、ヘルパー協会会員の出資証券計500,000千円を寄託証券に書き換えた。同時に旧衛指協の県の持分である出資証券35,000千円も寄託証券に書き換えた。基金の内訳は国から250,000千円、県から125,000千円、群馬県乳販連から125,000千円であるが、その後、県・乳販連分は預り金でなく補助金であったことが判明し、平成15年度に県と協議の上、基本金として修正した。なお、国の基金250,000千円については、返済を要する基金として規定されている。

畜産経営活性化基金

と同様ヘルパー協会会員の出資証券381,450千円を寄託証券に書き換えたもの。

肉用子牛生産者補給金制度運営特別基金(1)(2)

平成 15 年 4 月 1 日基金協会を統合。

全国肉用牛振興基金協会からの寄託金 139,810 千円である。

肉用子牛生産者補給金制度業務運営基金

平成 15 年 4 月 1 日基金協会を統合。

基金協会会員の出資証券 139,190 千円を寄託証券に書き換えたものである。

群馬県畜産物価格安定推進業務運営基金

上記 と同様基金協会会員の出資証券 410,110 千円を寄託証券に書換えたもの。

これに関して、以下の問題点がある。

- (1) 群馬県の畜産協会に対する出資とされている内容は、以下の 4 つの基金に対する寄託金であり、出資金等には該当しないので見直す必要がある。(単位：千円)

基金名	寄託金額	寄託者数	県の寄託金	寄託割合
家畜衛生事業運営基盤強化基金	35,000	1 団体	35,000	100.00%
畜産経営活性化基金	381,450	33 団体	200,000	52.43%
肉用子牛業務運営基金	139,190	16 団体	68,500	49.21%
価格安定業務運営基金	410,110	101 団体	128,300	31.28%
合計	965,750		431,800	

上記合計 431,800 千円が、畜産協会全体 1,355,560 千円の 31.3%になるので、地方自治法上の「出資団体」に該当し、畜産協会が監査委員監査、包括外部監査等の対象団体として県の指導、監督下に置かれている根拠になっており、そのように取り扱われ、公表されてきた。

ところが、上記寄託金は団体統合の際、すべて出資証券から寄託証券に書き換えられており、現在額 431,800 千円は出資金ではなく、寄託金として分類すべきものである。寄託金は寄託目的が終了すれば、出資者が寄託証券の規定に基づいて返還請求することができる資金であり、返還義務のない資本金等(出資金、出捐金、基本金等)とは根本的に異なるものである。経理処理上はむしろ基金預り金として負債勘定とすべき性格のものであるので(畜産協会の決算でもそのように経理されている)、地方自治法の「出資団体」には該当しないということになる。

- (2) 畜産協会が平成 15 年度決算において区分経理した基本金 335,130 千円については、以下のとおり、返還義務のない出捐金という点で本来の意味における基本金の概念に当てはまり、妥当な処理と考えられるので、県の取扱いも見直しが求められる。

家畜衛生事業 運営基盤強化基金の内県以外 85,130 千円...旧衛指協会員の出資

金分であり、基本金として出捐され管理されているものである。

酪農ヘルパー事業 円滑化対策基金の内県 125,000 千円、群馬県乳販連 125,000 千円...上記(1) で記載したように返還を要しない。なお、県は当該金額については平成 5 年旧ヘルパー協会設立時に補助金として支出したが、国の方針(基金として維持する)に歩調をあわせ、旧ヘルパー協会では取り崩さず基金として維持してきた。

その結果、県の畜産協会に対する出資は 125,000 千円であり、資本金等の総額 335,130 千円に対して 37.2%の出資割合ということになる。

- (3) 畜産協会定款には第 35 条(財産の構成)で本来あるべき基本財産と運用財産の大別がなく、基本財産の定義がない。また第 36 条(財産の管理)でも基本財産特有の安全確実な運用の原則が定められていない。

(改善策)

- (1)・(2) 県の出資団体としての畜産協会に対する出資金額及び出資割合の見直しをすることが必要である。
- (3) 定款において基本財産の定義を明確にし、その増減・運用方法についての手続を定める。原則として、基本財産に繰り入れる財産は補助金として、あるいは寄附金として収入される財産に限られることに留意する。

(管理運営状況について)

10 理事会の強化について(共通)

現在 21 名の理事全員が非常勤であり、常勤理事がいないが、経営という観点から少なくとも最低一人は常勤理事が必要であると思われる。また理事会を補完する会議として「定例会議」があるが、これを活用していくことは、有効であると考えられる。

(参照 共通意見の項 1 - 28、30 頁)

11 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は畜産協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。畜産協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 35 頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 畜産協会 行政コスト計算書 (単位:千円)

科 目	金 額
【支出コスト】	1,099,077
管理費	34,946
補助事業費	939,545
助成事業費	104,616
受託事業費	16,413
自主財源事業費	3,555
【発生コスト】	2,236
減価償却費負担	796
退職給付引当金繰入額	1,319
賞与引当金繰入額	120
行政コスト総額	1,101,314

【自主事業収入】	
会費収入	16,702
手数料収入	20,854
国庫補助金収入	332
中央会等補助金収入	492,034
生産者積立金補助金収入	55,386
中央会等助成金収入	104,514
県以外からの受託金収入	8,098
中央会等補給金収入	100,923
農家予防注射負担金収入	120,848
関係団体積立金収入	53,472
受取利息	15,585
雑収入	2,028
自主事業収入合計	990,782

差引県民負担行政コスト	110,532
県民 1 人当りの負担額 (円)	54.41 円
県民 1 世帯当りの負担額 (円)	152.11 円

補足事項...平成 16 年 4 月 1 日現在 人口 2,031,415 人、同世帯数 726,631 世帯として計算している。

(2)行政コスト計算書の分析

- (1) 支出コストについて、管理費とその他の事業費に区分しているが、事業費の中にもより細かい科目単位では管理費に相当するような科目（例えば旅費交通費、消耗品費、賃金等）が含まれており、畜産協会の内容が把握しにくい状況となっている。現在、補助金ごと、あるいは基金ごとに特別会計を実施しているが、むしろ、補助事業費、助成事業費、受託事業費といったような事業区分で、収支計算書を作成した方が全体が把握しやすいのではないかと考えられる。今後の検討が望まれる。

- (2) 上記項目と重複するが、各事業区分で管理費的要素の科目を使用しているため、畜産協会全体でどのくらい管理費が発生しているのか把握できない。したがって、補助金収入、助成収入等の収入に対して、直接対応できる形での支出を把握するのも困難である。

- (3) 自主事業収入 990,782 千円のうち、補助金や助成金等で中央会等関係団体からの収入が 750,945 千円（約 76%）を占め業界団体に依存している構造が明瞭である。このような業界特有の協会に対して県民の負担する行政コストは 110,532 千円であり、多額である。今後、コストの削減、自主事業収入の増加等期待されることである。

(出資団体のあり方について)

12 畜産協会運営の今後のあり方について

県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が集約されているのであるが、統合のメリットが完全に生かされているとは言い難い状況にあると思われる。業務内容の見直しによる重複業務の排除及び業務の標準化・集中化によるスケールメリット等検討されたい。

(現状及び問題点)

(1) 群馬県の畜産行政の現状と今後の方針等について

現状

本県の畜産は、恵まれた生産条件や需要の拡大などを背景に順調な発展を続け、本県農業の基幹部門に成長した。

しかしながら、近年の畜産を取り巻く環境は大きな変貌を遂げ、畜産物の需給構造や消費動向の変化によって、消費の低迷、価格の下落が顕著となる一方、BSEや食品虚偽表示問題などの発生を契機に「畜産物の安心・安全の確保」に向けた体制整備が急ピッチで進められている。

また、生産現場に目を向けると、家畜排せつ物法の猶予期限を踏まえた施設整備を始め、WTO、FTA 交渉等に見られる国際化の進展や激化する産地間競争への更なる対応など、解決しなければならない課題が山積している。

さらに、昨今の畜産を巡る情勢は、北米での BSE 発生や国内での 79 年ぶりとなる鳥インフルエンザ発生など、新たな感染症疾病の発生が懸念される。

県の今後の方針は以下のとおりである。

県の畜産施策を行うにあたり、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、畜産農家の一層の経営安定と体質強化を図りつつ、消費者に安心・安全な畜産物を安定的に供給するため、より実用性のある施策を推進する。

具体的には、「食と農の群馬新世紀プラン」及び「群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画」など各般の計画達成に向け、生産基盤強化を柱とする生産振興施策の充実を図り、一層の生産性向上や低コスト経営の実現を目指す。さらに、新たな取り組みとして、生産から販売までを一体とした、積極的な情報開示を機軸とする流通システムの構築を検討し、消費者ニーズに対応するとともに他県との差別化による有利販売を推進する。

加えて、緊急課題である家畜排せつ物処理施設の整備を強力に推進するほか、食の安全を確保するため、BSE 対策の確実な実施、生産衛生対策の強化を図り、本県畜産が将来に向けて持続するための基礎を築くものとする。

(2) 畜産協会の県行政の中での位置づけについて

県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が集約されていることから、県としては、畜産協会に対しては、畜産行政を補完する重要な公益法人と位置づけ、畜産施策を実践する車の両輪のごとく、指導はもとより連携を強化していく方針である。

畜産協会の定款には、「本会(畜産協会)は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。」とある。

また、目的達成のために、イ．畜産に関する生産の振興及び経営の安定、ロ．家畜の伝染病疾病の予防、ハ．酪農ヘルパーの利用体制の拡充及び普及の推進、ニ．家畜・畜産物の価格変動による損失補てん等々の事業を行うこととしており、畜産協会は、統合前の旧 4 団体の事業を効果的、総合的にリンクさせ、その機能を引き継いでいるとしている。

(3) 包括外部監査人から見た印象

上記県の方針等は基本的に合理的であり、県の行政効率を促進するものと思われるが、畜産協会の包括外部監査を通じた印象を述べるとすれば、各畜産関係公益法人の組織再編の結果、関係 4 団体が現在の畜産協会に統合されてきたのであるが、未だ統合から日が浅いためか、統合のメリットが完全に生かされているとは言い難い状況にあると思われる。

すなわち、旧団体のやり方等が踏襲され、事務執行の全体としての統一性や効率性の追求が不十分であると思われる。

(改善策)

畜産協会は何度かの統合を経て、県の農業政策の中でもますますその重要度を増しており、平成 15 年度決算では、当期収入合計 2,962 百万円、当期支出合計 3,250 百万円(収支計算書総括表より)と予算規模的にも増大している。

その中で単純に組織を 1 つにしただけでは組織再編の効果はなく、従前別々の団体で処理されてきた事務を畜産協会という 1 つの組織の中で統一的に処理することが経営の効率性向上につながるものと思われる。

具体的には事業及び業務の内容見直しによる重複業務の排除、業務の標準化・集中化によるスケールメリットの追求、人事交流、研修等による職員の意識改革等が求められると思われるので、検討されたい。

平成 15 年度では機構改革、人事交流、職員配置などの検討が開始されているようであるが、今後の課題として期待するものである。